

平成26年度第10回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成27年1月19日(月) 午後2時00分

召集場所 清須市本庁舎3階大会議室

開 会 平成27年1月19日(月) 午後2時30分

出席委員 18名

- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1. 大橋 浩  | 2. 渡辺秋郷  | 3. 山田富士雄 | 4. 横井満之  |
| 5. 浅井尊弘  | 6. 齊藤嘉男  | 7. 横井忠勝  | 9. 猪子勝三  |
| 10. 加藤重雄 | 11. 花木 満 | 12. 石黒鉦俊 | 13. 石塚芳政 |
| 14. 加藤定雄 | 15. 後藤鉄雄 | 16. 後藤末秋 | 17. 加藤和伸 |
| 18. 星野 満 | 19. 木村芳彦 |          |          |

欠席委員 2名

8. 中野浩光 20. 加藤頌茲

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・山田悠二・安藤敏秀

- 議事日程
1. 開会のことば
  2. 農地転用等について
  3. その他

事務局 只今から平成26年度第10回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長のあいさつ、その後の進行をよろしくお願いします。

会 長 委員の皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。寒さも厳しい折ですが、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。では、改めまして只今から、平成26年度第10回清須市農業委員会を開催いたします。

8番中野浩光委員、20番番加藤頌茲委員から欠席との連絡が入っております。

本日の出席議員は18名で、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は10番加藤重雄委員、11番花木満委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認)

会 長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程(2)農地転用等についてに進みます。

【議案第52号】農地法第3条による許可申請 ……3件

【議案第53号】農地法第4条による許可申請 ……1件

【議案第54号】農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）…1件

【報告第55号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出…2件

【報告第56号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出…8件

【報告第57号】農地法第18条第6項の規定による届出…1件

会 長 では、【議案第52号】農地法第3条による許可申請を議題とします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長

農地法第3条について説明します。番号12をお願いします。

申請地は●●●●番 現況、登記とも畑 面積●●㎡の1筆です。賃貸人 ●●●●様と賃借人 ●●●●様とした賃貸借設定となります。

●●様は、農作業が困難ため、耕作継続できない。一方、●●様は農業経営の規模拡大がしたいとの意向を持っておられ、今回の申請となりました。

番号13をお願いします。

申請地は●●●●番 現況、登記とも畑 面積●●㎡の1筆です。譲渡人 ●●●●様と譲受人 ●●●●様とした所有権移転となっています。

●●様は、遠距離及び高齢により耕作継続できない。一方、●●様は自己所有の農地に近く、規模拡大がしたいとの意向を持っておられ、今回の申請となりました。

番号14をお願いします。

申請地は●●●●番 現況、登記とも田 面積●●㎡の1筆です。譲渡人 ●●●●様と譲受人 ●●●●様とした所有権移転となっています。

申請事由は番号13と同様です。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。委員のみなさんで何かありませんか。

この案件の地元は、後藤末秋委員 星野満委員 ですが。

後 藤 委 員 問題ありません。

星 野 委 員 問題ありません。

(質疑応答)

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。

会 長 なければ、この案件について、当農業委員会として許可することとしてよろしゅうございますか。

「異議なし」の声あり

会 長 ありがとうございます。では、この案件について許可することとします。

会 長 続いて、【議案第53号】農地法第4条による許可申請についてに移ります。事務局に説明を求めます。

事 務 局 【議案第53号】農地法第4条による許可申請についてです。  
申請地は、●●●●番 登記 ●、現況 ●、面積●●㎡ で、市街化調整区域です。  
所有者は●●●様 で、自己用住宅を計画するための農地転用です。  
●●様は、平成●●年●月に●●様の●●により申請地を取得され、平成●●年●月に第●子が誕生しました。子の成長を含め、今後の住居スペースでは大変狭くなることを思慮したところ、今回の申請に至りました。●●及び●●が所有する農地は、他にありません。  
立地基準については、運用通知第2の1の(1)、●－(●)－●－(●)に該当し、内容については申請地は、●●●●●●●●から●●m以内にあり●●農地と判断できます。  
一般基準についても支障がなく、他法令においても許可見込みですので、よろしく申し上げます。以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。  
委員のみなさんで何かありませんか。  
この案件の地元は、私ですが特に問題ありません。

会 長 はい、他に何かご意見等ありませんか。なければ、この案件について、本委員会として承認してよろしゅうございますか。

「異議なし」の声あり

会 長 ありがとうございます。では、この案件について承認することといたします。

会 長 続きまして、【議案第54号】農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)を議題とします。  
事務局に説明おねがいします。

事 務 局 はい、会長。  
使用貸人●●●様と使用借人●●●●様から申出がありました。  
利用権設定をする農地は 清須市●●●●●番 登記、現況とも畑●●㎡の農用地となります。●●様は高齢で肥培管理が難しいこと、

一方の●●●さんは、平成●●●年●●●月に●●●●●を卒業し、近隣の畑1筆を●●●●●で借りられ営農しておりましたが、この1年努力を続けられ、出荷する目処がたってきたことから規模を拡大し、出荷量を増やしたいとして今回の申請となりました。

権利の存続期間は平成●●●年●●●月から平成●●●年●●●月までの●●●年間になります。

農業経営基盤強化促進法は農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みで、これにより設定・移転された賃借権等は、法定更新が適用されず、存続期間の満了により農地は確実に返還されます。

なお、本件については、この農業委員会で承認をいただいた後は、告示行為を行い効力発生という流れとなります。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。  
委員のみなさん何かありませんか。  
この案件の地元委員は 後藤末秋委員ですが。

後藤(末)委員 特に問題ないです。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。なければ、この案件について、本委員会として承認してよろしゅうございますか。

「異議なし」の声あり

会 長 ありがとうございます。では、この案件について承認することといたします。

会 長 続いて、【報告第55号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、読み上げますので地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、番号50番、●●●●●番、登記現況とも畑、合計面積297㎡ですが。

石塚委員 問題ありません。

会 長 番号51番、●●●●●番、登記現況とも畑、面積210㎡ですが。

猪子委員 問題ありません。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

会 長 質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

会 長 続いて、【報告第56号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。番号160番●●●●●番、登記現況とも田、面積201㎡です。

渡辺委員 問題ありません。

会 長 番号161番●●●●●番、登記田、現況宅地、面積167㎡です。●●です。

渡辺委員 問題ありません。

会 長 番号162番●●●●●番、登記田、現況雑種地、面積1.14㎡です。

渡辺委員 問題ありません。

会 長 番号163番●●●●●番、登記現況とも田、面積447㎡です。

石黒委員 問題ありません。

会 長 番号164番●●●●●番、登記現況とも畑、面積165㎡です。

花木委員 問題ありません。

会 長 番号165番●●●●●番、登記現況とも畑、面積21㎡です。

横井委員 問題ありません。

会 長 番号166番●●●●●番、登記田 現況宅地、面積469㎡、●●●●番、登記田 現況宅地、面積271㎡です。始末書添付です。

会 長 問題ありません。

会 長 番号167番●●●●●番、登記現況とも畑、面積560㎡です。

会 長 問題ないです。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

会 長 質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

会 長 続いて、【報告第57号】農地法第18条第6項の規定による通知書についてに入ります。

●●●●●番、登記現況共に田、面積335㎡の合意解約です。  
この件について、何か質問等ありませんか。

石塚委員 前の議案にもどりますが、農地法第3条と利用権設定の違いを説明してください。

事務局 農地法第3条の貸し借りでは、農家資格要件が必要です。清須市では田畑所有面積が2,000㎡です。利用権設定では農業従事3年の実績と従事日数200日以上の方であれば、当委員会の承認により利用権設定の効力が得られ、貸し借りができます。

会 長 質問等がなければ、異議なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。それでは、(3)その他、へ移ります。  
事務局何かありますか。

事務局 2点ございます。農業委員報酬費依頼書の提出をお願いします。また、今月29日に第2回目の農地パトロールがありますので、集合時間・場所にお集まりください。

会 長 それでは、次回の開催について確認します。  
平成27年2月20日金曜日、午後2時から、場所は清須市春日公民館大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。  
以上で、平成26年度第10回農業委員会を閉会します。

—終了時刻午後2時30分—

会 長 \_\_\_\_\_

10番委員 \_\_\_\_\_

11番委員 \_\_\_\_\_